

# 預金制度の変化と預金契約の当事者確定

——利害関係の変容を通じた検討——

田 中 夏 樹

## I 序

1 当事者確定論の意義と問題の所在

2 本稿の構成

## II 従来の議論——客観説の通説化

1 無記名定期預金導入を契機とした判例・学説の形成

2 無記名定期預金廃止以降の客観説の動揺

## III 預金制度の変化に伴う利害関係の変容と預金者の確定

1 無記名定期預金の廃止と本人確認の厳格化による客観説への影響

預金制度の変化と預金契約の当事者確定（田中）

八五（三三七）

- 2 客観説を前提とした民法四七八条適用構成における利害関係の変容
  - 3 預金契約の変化に伴って変容した利益の法的保護
  - 4 出捐者への影響と預金者の確定
- IV 結語
- 1 まとめ
  - 2 残された課題

## I 序

### 1 当事者確定論の意義と問題の所在

契約が締結された際に、その当事者を確定することは、契約の拘束力の及ぶ範囲がどこまでか、あるいは、契約の一方当事者が誰に対して債務の履行を請求できるか、契約の解除権を有するのは誰か等についての指標となる重要な問題である。<sup>①</sup>

従来、契約当事者の確定についての議論は限定的であり、<sup>②</sup>最も盛んに議論されてきたのは、金融取引における預金契約においてである。

後述するように、預金口座開設時の本人確認厳格化によって基本的に架空名義が存在しなくなったことから、預金原資の出捐者と預金の預入行為者ないし預金名義人は一致することが原則となった。現在においても預金契約における当事者の確定が問題となるのは、例外的に預金原資の出捐者と預金名義人とが一致しない場合である。

すなわち、出捐者Aが預入行為者ないし預金名義人であるBに対して預金を委託し、預金口座の名義がB名義となる類型としては、①特利や税金対策を目的としており、B名義であることが必須である場合、②Bを代理人ないし使者として預金を委託したが、Bが自己名義で預金してしまった場合、③親が自己の金銭を元に、子供名義の口座を開設する場合のように、B名義の口座開設をAが許容している場合が想定される。本稿では、定期預金及び普通預金において出捐者と預入行為者ないし預金名義人とが異なる場合に誰を契約当事者（以下、特に預金契約における契約当事者を「預金者」という。）と確定すべきかを検討の対象とする。

従来は、「預入行為者が金員を横領して自己の預金とする場合を除いて、自らの出捐により自己の預金とする意思をもって金融機関に対して本人自らまたは使者・代理人・機関を通じて預金契約をした出捐者が預金者である」とする客観説<sup>④</sup>、「委託された者が、自分の預金でない旨を明示しない限り、その者の預金と見るべきである」とする主観説<sup>⑤</sup>、原則として出捐者を預金者とするが、「例外として、現実に金銭を持参し自分が預金者本人である旨を明示して預金を預入れた場合には、たとい出捐者が別にいたとしても、それは現実に預入行為をしたものと出捐者との内部関係に過ぎないから、意思表示によって預金者を決定する」とする折衷説<sup>⑥</sup>が有力に主張されていたところ、最高裁が特別定期預金（以下「無記名定期預金」という。）及び記名定期預金においても客観説と同様の結論を下したことから、学説上も、客観説が通説といえる地位を占めるようになった。

しかし、預金契約の当事者確定論が議論される契機となった無記名定期預金は、昭和六三年に廃止され、平成期に入って預金口座の開設に本人確認が厳格に求められるようになり、架空名義が否定されるという預金制度の変化を背景に、従来通説といわれてきた客観説が揺らいでいるとの評価が学説からなされるようになった<sup>⑧</sup>。

また、上記のように預金制度が変化した後の平成一五年に、最高裁が預金者の確定が問題となった二つの事案（後掲最判平一五・二・二一民集五七卷二九号九五頁及び最判平一五・六・一二民集五七卷六号五六三頁）において、客観説に言及しない判断を下し、客観説に対する消極的な評価も一部においてなされたこと<sup>9</sup>もあつて、今日においては、客観説が判例・通説であると評価することが困難な状況にある。

現在、多くの人が預金口座を利用しており、預金契約の当事者確定は、誰もがかわりうる問題であるといえるが、上記のように従来の通説とされていた客観説が揺らいでおり、実務上の指標となる最高裁の立場も必ずしも明らかであるとはいえない状況になっている。最高裁は平成一五年以降新たに立場を明らかにする判決を下していないが、平成二〇年以降においても下級審ではいまだ客観説に基づいた判決が下されており、<sup>10</sup>預金契約における当事者確定論は、通説・判例に対する評価が揺らいだまま不安定な状態で議論が沈静化してしまっている。

本人確認の厳格化等によって客観説はもはや妥当しないという評価がなされているにもかかわらず、客観説が克服されずに下級審においてなお通用していることは、客観説が無記名定期預金廃止や本人確認の厳格化等といった預金制度の変化によって受ける影響の検討が不十分であったことが原因と思われる。より具体的には、従来の議論では、客観説内部における考え方の差異に関する議論が散発的であり、客観説には、前提が異なる二つの説が存在していたことが十分に意識されておらず、預金制度の変化によって、どのような利害関係の変容が生じ、その二つの客観説がどのような影響を受けるのか、いずれもがその根拠を失うものであるのかの検討が不十分であった。また、「民法の一部を改正する法律案（平成一九年法律第四四号）」（以下「改正法案」という。）では、債権譲渡における譲渡制限特約について、預貯金債権は特別な規定が設けられており（改正法案四六六条の五第一項）、新たに預金契約の当事者確定論に

も影響を与えるものであるかの検討はまだ十分なされていない。

預金契約の当事者確定論は、無記名定期預金の導入という預金制度の変化に始まり、新たな預金制度の変化や預金債権の取り扱いによつて各当事者の利害関係に変容があつた場合には、預金契約の当事者を誰とするかは改めて検討すべきである。

本稿では、以上に述べたような問題意識に基づいて、預金制度の変化及び預金債権の取り扱いが預金契約における各当事者の利害関係にどのような変容をもたらし、変容後の利害関係を基にしたあるべき預金契約の当事者像を明らかにしたい。

## 2 本稿の構成

本稿では、従来の定期預金を中心とした議論において、客観説内部における考え方の差異に関する議論が十分になされてこなかったことを踏まえ、無記名定期預金が導入されたことによつて形成された客観説にも、前提の異なる二つの考え方が存在していたことを明らかにし、無記名定期預金が廃止された昭和六三年以降、特に本人確認の厳格化によつて預金制度が変化した今日において、どのように評価されているかを明らかにする(Ⅱ)。そして、預金制度の変化により、預金名義人と預入行為者の同一性と実在性が担保されたことによつて、各当事者の利害関係にどのような変容があつたのかを論じ、変容後の利害関係について、法律上の保護されるべき利益を検討し、定期預金及び普通預金において誰が預金者であると確定するべきかを明らかにする(Ⅲ)。

## II 従来の議論——客観説の通説化

### 1 無記名定期預金導入を契機とした判例・学説の形成

#### (1) 議論の契機

預金契約における当事者確定論は、無記名定期預金の導入に伴い<sup>(11)</sup>、特に定期預金に関して判例が先行する形で議論が深まり、客観説が判例・通説の地位を得るに至った。しかし、預金契約における当事者確定論が無記名定期預金から記名定期預金に議論の場を移しながら深化していくに従い、通説とされる客観説も、二つの考え方に分類することができる。もともと、無記名定期預金や架空名義の記名定期預金のいずれにおいても出捐者を預金者とするものであり、結論の差異が重要なこともあって、主観説、客観説及び折衷説という各説の対比に比し、客観説内部の対比が十分に行われてこなかったように思われる。

#### (2) 預金制度の特質を根拠ないし前提とした判例・学説

##### ア 預金制度の特質を根拠ないし前提とした判例

最高裁において、客観説に基づく判断がなされる契機となったのは、無記名定期預金<sup>(12)</sup>において預金当事者が争われた事案である。

無記名定期預金は、「銀行は預金者の住所氏名を届けさせず、印章だけを届けさせておき、無記名の定期預金証書を交付し、それに届出印を押して差し出した者に元利金を支払うというものである。届け出ておく印章はどんなものでもよく、且つ、それがたまたま預入行為者の姓と符合するときにおいても、その者の個性とは関係ない性質のもの



だと解されている<sup>13)</sup>。すなわち、金融機関は、無記名定期預金の印章の名義からは出捐者はもとより、預入行為者を特定できないことが制度として認められている。したがって、無記名定期預金においては、出捐者Aが預入行為者Bに預入を委託して行わせたとしても、金融機関には正式な名義が届けられず、何人が出捐者であるのか、何人が預入を行ったのかを名義等から特定することはできない。

このような特殊な預金制度の導入に対して、最も早く出捐者を預金者であると判断したのが東京高判昭和二九年五月一日（高民集七卷九号六三三頁）であり、その上告審である最判昭和三二年二月一九日（民集一一卷二三号二二七八頁）<sup>14)</sup>は、具体的な基準に言及することなく、端的に出捐者を預金者とした原審判決を支持し、客観説に基づいた判断を行ったとされる<sup>15)</sup>。最高裁は具体的な判断理由を示しておらず、原審の東京高裁は、預金者を出捐者であると判断したものであるが、預金者が誰であるか確定する基準としては以下のように述べている。

すなわち、「本件のような特別定期預金（無記名定期預金）債権は、それ自体無記名債権ということはできず、一種の指名債権であることは否定し得ないところである。しかしここに無記名というのはたんに証書の上に債権者の氏名を表示しないというに止まるものではなく、預金預け入れにあたってはなんぴとが預金者であるかその住所氏名等は一切銀行においてこれを問わず、ただ印鑑だけを届出るものであり、現実に金員を持参して預け入れに来た者はいつたいだれなのか預け入れ本人なのか代理人なのか、使者であるのかはたまた機関であるかも、また預金者は個人であるか法人その他の団体であるかなども、一切、銀行ではきかず、銀行はそれについて関り知らぬとする立て前である」として、無記名定期預金につき、金融機関において預金者が誰であるか特定できない特質のものであることを認定した。

その上で、「なんぴとがこの客観的に存在する預金者かということは各場合の事情によつて異なるであろうけれども、これを一般的にいえば特別の事情なきかぎり、現に自らの出捐により銀行に対し本人自ら又は使者代理人機関等を通じて預金契約をした者というの外はない。」とし、出捐者を預金者であると判断した。

注目すべきは、本判決は、後掲最判昭和四八年三月二七日（民集二七卷二号三七六頁）と異なり、金融機関に預金契約締結時における利害関係がないことについては何ら言及していない。前掲東京高判昭和二九年五月一日は、「民法の予定している契約当事者の決定の基準が修正された」とも評されており、<sup>16</sup>無記名定期預金という預入行為者を特定できない制度によつて、一方当事者の金融機関が相手方当事者を特定できないことを根拠としており、比較衡量に基づいてはいなかったといえる。

上告審は、「原判決は、本件の真正な預金債権者は被上告人である」という原審の認定を端的に支持している。

イ 預金制度の特質を根拠ないし前提とした学説

学説は、以下のとおり、出捐者を預金者とする客観説と金融機関の認識を中心に判断する主観説及び折衷説の三説が主張された。

客観説及び客観説を基準とした折衷説には、無記名定期預金の特質に基づき、そもそも金融機関が預入行為者を特定できないこと自体を根拠として、あるいは、金融機関が預入行為者を特定できないことを前提とした比較衡量により出捐者を預金者とすべしとする学説が存在していた。<sup>17</sup>もつとも、学説における客観説及び前掲東京高判昭和二九年五月一日はいずれも預金制度の特質を根拠ないし前提とするものであるが、客観説の多くは金融機関が預入行為者を特定できないこと前提条件とした比較衡量を行っていることに対し、前掲東京高判昭和二九年五月一日は比較衡量に



基づいているとは評価されていなかった。

後述する最判昭和四八年三月二七日（民集二七卷二号三七六頁）が下されたことも影響し、客観説が大勢を占めるようになったものであるが、後掲最判昭和四八年三月二七日以後も、無記名定期預金の特質から、金融機関には預入行為者を特定することが困難であることを根拠あるいは前提として出捐者を預金者とする学説が多数であった。<sup>18</sup>

他方、金融機関が有する、預金者が誰かという信頼を保護する観点から、金融機関の認識を中心に判断する主観説が存在していたが、最高裁が客観説を採用したことも影響し、少数にとどまっている。<sup>19</sup>

#### ウ 記名定期預金における学説

前掲東京高判昭和二九年五月一日や客観説が根拠とした預入行為者を特定できないことは、当時の記名定期預金においても妥当した。すなわち、記名定期預金においては、預入行為者が名義を金融機関に届け出るため、出捐者、預入行為者だけでなく、預金名義人が存在し得るが、預金契約の大量取引性から預金名義人の実在性や預入行為者と預金名義人との同一性を確認せず、架空名義の預金口座が氾濫していたことから、<sup>20</sup>記名定期預金といえども名義から預入行為者を特定できない限りにおいて無記名定期預金と異ならなかった。

金融機関が名義から必ずしも預入行為者を特定できないことに基づき、記名定期預金においては、架空名義であるか、實在名義であるかに関わらず出捐者を預金者とする学説<sup>21</sup>や記名定期預金のうち、特に架空名義や他人名義の場合に限り出捐者を預金者とする学説<sup>22</sup>が存在していた。注目すべきは、学説は、記名定期預金においては、架空名義によつて事実上預金名義から預入行為者を特定できない限りにおいて出捐者を預金者としており、いわば、金融機関が預入行為者を特定できないことを出捐者の利益保護を図る前提条件としていたといえる。預入行為者と預金名義が一

致し、名義から預入行為者を特定できる場合には必ずしも出捐者を預金者とするものではなく、払戻し前に何らかの方法によって預入行為者が特定できた場合には、預入行為者が預金者とされよう。<sup>(23)</sup>

(3) 預金制度の特質を根拠ないし前提としない判例・学説

ア 預金制度の特質を根拠ないし前提としない判例

最高裁はその後も客観説に基づくとみられる判断を下していたもの<sup>(24)</sup>であるが、最判昭和四八年三月二七日（民集二七卷二号三七六頁）<sup>(25)</sup>まで具体的な理由については言及していなかった。同判決において最高裁は、預金者の確定については、以下のように判断している。

すなわち、「預入行為者が右金銭を横領し自己の預金とする意図で無記名定期預金をしたなどの特段の事情の認められないかぎり、出捐者をもつて無記名定期預金の預金者と解すべきであることは、当裁判所の確定した判例である」と述べた後、「無記名定期預金契約が締結されたにすぎない段階においては、銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではないから、出捐者の利益保護の観点から、右のような特段の事情のないかぎり、出捐者を預金者と認めるのが相当である」とした。

ここでは、本判決が、前掲東京高判昭和二九年五月一日を支持した前掲最判昭和三二年一月一九日を引用しながらも、金融機関に預金契約締結時における利害関係がないことを根拠に出捐者を預金者と認め、金融機関が預入行為者を特定できないことを根拠ないし前提としていない点が注目される。<sup>(26)</sup>

これは、前掲東京高判昭和二九年五月一日が無記名定期預金の特質に依拠したことに対して、実質的には、出捐者を預金者として確定する根拠については異なっているといえ、前掲最判昭和四八年三月二七日は、「民法の予定して

いる契約当事者の決定の基準が修正された、という東京高判昭和二九年五月一日の考え方とは異なり、折衷説に基づき預入行為者を預金者と認定した場合と、客観説に基づき出捐者を預金者と認定した場合とで、銀行及び出捐者にどのような利害得失が生じるか、を比較衡量する、という手法に基づいて客観説を採用したのである」と評される<sup>27)</sup>。

また、記名定期預金に關しても、最判昭和五七年三月三〇日（金法九九二号（二九八二）三八頁）<sup>28)</sup>は、「この理は、記名定期預金においても異なるものではない」として、架空名義であるかを區別せずに、単に記名定期預金においても無記名定期預金と異ならぬとするにとどまっている<sup>29)</sup>。

#### イ 預金制度の特質を根拠ないし前提としない学説

先述のとおり、当初客観説は、無記名定期預金の特質を根拠としていたが、客観説のうち、「銀行は、預金者がだれかについては、無記名定期預金の場合のみならず、記名式預金の場合にも、利害關係を持たないのが通常であり」、「銀行がだれを預金者と信じたかに関係なく客観説の立場によるとともに、銀行が預金者以外の者を預金者と信じて取り扱い、かつそのように信ずるのをもっとも考えられるときは、銀行の免責の問題として取り扱うということである<sup>30)</sup>」とする見解が注目される。先述の学説が、記名定期預金において、払戻し前に金融機関に預入行為者が特定できる場合には、必ずしも出捐者を預金者とするものではないのに対し、同説は、たとえ金融機関において名義から預入行為者の特定がなされたとしても、金融機関には利害關係がないとして出捐者を預金者とする。金融機関が預入行為者を特定できないことを前提とせずに、金融機関の利害關係という根拠により出捐者を預金者とするものであり、前掲最判昭和四八年三月二七日に親和的であるといえる。前掲最判昭和四八年三月二七日及び前掲最判昭和五七年三月三〇日以後は、金融機関が預入行為者を特定できないことを前提とせずに、金融機関の預金契約締結段階の利害關係

係を問題とする客観説が主張されているが、上記の金融機関における預入行為者の特定可能性を問題とする学説に比べると少数であるといえる。

また、主観説においても、判例や一部客観説が根拠とする金融機関の利害関係に着目した主張が、少数であるものなされている<sup>(32)</sup>。

このように、主観説及び客観説において比較衡量をするうえで、金融機関にいかなる利害関係が肯定されるかといった議論がなされる中で注目されるのが、星野説及び太田説である。

星野説<sup>(33)</sup>は、「本件の問題は、『誰が債権者になるか』にあり、『誰が債務者になるか』の問題とは利益状況が著しく異なる」、「債務者はもともと義務を負っており、債権者いかによって債権の行使のしかたに差異が生じて不利益を生ずることはないと考えられる」とし、その具体的根拠として、「債権譲渡には債務者の同意が不要だが債務引受けにはこれを要すること」を挙げる。そして、「出捐者側の事情と、金融機関側の事情とを、まず類型的な処理により、それで決められないときは比較衡量によって決するのが適当である」とする。星野説は、判例が指摘する金融機関の利害関係を、より具体的に誰が債権者になるかの利益状況であることを指摘している。すなわち、星野説の理解に基づけば、もともと払戻し義務を負っている金融機関には、債権者である預金者を選択する自由はなく、預入行為者の特定可能性に関係なく、預金契約締結段階では、預金者が誰かについて金融機関には利害関係がないことになる。金融機関に利害関係が生じるのは払戻しの段階であり、払戻しの段階における利害関係は、民法四七八条にて考慮すれば足りるものである。

太田説も、「契約当事者もしくは契約の効果帰属者の決定が、特定人の債務発生要件の一環として問題となる場合

と、特定人の債権もしくは物権の取得要件の一環として問題となる場合とでは、契約当事者もしくは契約の効果帰属者の決定の際の原則を異にする場合が多い、と考えられる」としている<sup>34</sup>。もつとも、太田説は、金融機関の利害関係を肯定しており、自己名義で預金をしている出捐者の利害関係も踏まえた場合、「むしろ、主観説が採用されるべきではあるまいか」としている<sup>36</sup>。

以上のように、学説では、初期に比べて金融機関が預入行為者を特定できないことを前提とせずに、金融機関にかなる利害関係が存在しているかを中心に据えるものが増加したように思われる。

#### (4) 小括

以上のことからすれば、通説であった客観説においても差異が存在し、金融機関が預入行為者を特定できないこと<sup>35</sup>を前提に出捐者を預金者とする客観説（以下「客観説A」とする。）と、金融機関が預入行為者を特定できないこと<sup>37</sup>を前提としない客観説（以下「客観説B」とする。）が存在していたが、多数説であった客観説Aは、判例とは異なった根拠に拠ったといえる。

客観説Aと主観説の対立は、金融機関が預入行為者を特定できるか否かを中心としている。折衷説も、預入行為者が特に自己の預金であることを表明した場合や預金を担保として取った際には、金融機関が特に預入行為者を特定したとする等<sup>37</sup>、金融機関が特に預入行為者を特定できた場合には、預入行為者を預金者として確定するものであり、基本的な関心は金融機関における預入行為者の特定可能性である。学説は、必ずしも記名定期預金と無記名定期預金とを同列には扱っていなかったようであるが、架空名義預金や他人名義預金が氾濫していて、事実上金融機関が預金者を特定できないことを根拠として、記名定期預金においても出捐者を預金者とするように理解していたようである。



他方、前掲最判昭和四八年三月二七日と同様に、金融機関が預入行為者を特定できないことを前提としない客観説 B は、客観説内においても比較的少数にとどまっていたが、最高裁が記名定期預金においても前掲最判昭和四八年三月二七日を引用し、金融機関が預入行為者を特定できないことを前提とせずに出捐者の利益保護を図ったことから、学説においても、金融機関が預入行為者を特定できないことを前提としない学説がある程度増加したようである。<sup>(38)</sup> 中でも、金融機関の利害関係を検討する上では、債権者としての利害関係と債務者としての利害関係では利益状況が異なるとした説は、<sup>(39)</sup> 判例の指摘する金融機関が預入行為者を特定できないことを前提としない預金契約締結段階の利害関係を、より具体的に明らかにしたといえる。

両客観説は、そもそも制度上預入行為者が特定できない無記名定期預金においては、いずれも出捐者を預金者とし、出捐者以外の者に支払った場合には民法四七八条による免責を検討する点で共通するものであるが、両客観説は実在名義の記名定期預金において、特に払戻し前に預金者の確定が問題となった際に結論を異にする。すなわち、記名定期預金において出捐者 A から預金の預入を委託された預入行為者 B が、B 名義において預け入れを行い、金融機関が払戻し前に B が公的身分証明書等によって、預入行為者との同一性を証明したとき、客観説 A は預入行為者が特定できた場合にまで出捐者 A を預金者とするものではないが、客観説 B は預入行為者の特定によっては金融機関の利害関係は肯定されず、出捐者 A を預金者とする。この差異は、記名定期預金において、特に架空名義や他人名義の場合に限り出捐者を預金者とする学説<sup>(40)</sup> からも明らかであろう。

もつとも、前掲最判昭和四八年三月二七日と前掲東京高判昭和二九年五月一日の判断に関して、特に無記名定期預金において、いずれも出捐者を預金者とする点で共通することや前者が後者を支持した前掲最判昭和三二年一二月

一九日を引用していたこともあり、判断根拠の違いを指摘しているものは多くなかったようである。

## 2 無記名定期預金廃止以降の客観説の動揺

### (1) 無記名定期預金廃止と本人確認厳格化のインパクト<sup>(41)</sup>

無記名定期預金は、昭和六三年三月末をもって新規受付が停止され、金融機関において預金者が誰であるかわからない建前の預金制度は廃止されることになった。この預金制度の変化によって、預金制度は、預入行為者が名義を金融機関に届け出る記名預金に一本化された。

また、平成期に入ってから、マネーロンダリング防止や、テロ資金対策のために、金融機関において、顧客が新規に口座を開設する際等に、公的証明書を用いて本人確認を行うことが求められるようになった。これにより、記名定期預金や普通預金においても、預入行為者Bが預入れを行った場合には、預金名義はBとなり、預入行為者と一致し、金融機関は名義から預入れを行ったBを特定できることになる。

金融機関において、預金口座の名義から預入行為者を特定することが可能となったことにより、従来、預金制度の特質性である「金融機関が預入行為者を特定できないこと」を前提として出捐者を預金者とすることを認める客観説は大きく動揺したといえる。<sup>(42)</sup> 事実、学説の多くが、今後客観説を維持することは困難ではないかと指摘している。<sup>(43)</sup>

このように、本人確認の厳格化によって、客観説に動揺が生じ始めた中で、最判平成一五年二月二二日（民集五七卷二号九五頁）と最判平成一五年六月二二日（民集五七卷六号五六三頁）が、客観説に依拠せず、預金者の確定において預入行為者兼預金名義人を預金者とした。

(2) 最判平成一五年二月二一日及び最判平成一五年六月一二日

前掲最判平成一五年二月二一日は、<sup>(44)</sup><sup>(45)</sup> 保険代理店が、保険会社の専用口座であることを明示して代理店名義の口座を開設し、保険契約者から徴収した保険料を預けていた事案において、専用口座内の預金が保険会社に取得される予定の金銭でありながら、預入行為者である保険代理店を預金者としている。他方、前掲最判平成一五年六月一二日<sup>(46)</sup><sup>(47)</sup>も、弁護士が依頼者と債務整理に関する事務処理を委任する契約を締結し、依頼者から預かった金員を専用の預り金口座に入金していた事案で、弁護士が依頼者から金銭を預かっているにもかかわらず、預入行為者である弁護士を預金者とした。

以上の二つの判例は、いずれも預金名義人と預入行為者が同一であり、出捐者と認定する余地のある者が別に存在したものの、前者の判例は、「金銭については、占有と所有が結合しているため、金銭の所有者は常に金銭の受領者である受任者に帰属し、受任者は同額の金銭を委任者に支払うべき義務を負うことになるに過ぎない」とし、後者の判例は、「前払費用は、交付の時に、委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づいて支配管理し委任契約の趣旨に従って用いるものとして受任者に帰属する」として、いずれも金銭の帰属を預入行為者兼預金名義人として<sup>(48)</sup>いる。

上記両判決が、前掲最判昭和四八年三月二七日や前掲最判昭和五七年三月三〇日を引用していなかったこともあり、学説には、最高裁が客観説を放棄した、あるいは、少なくとも客観説を消極的に評価するものが多く存在するが、<sup>(49)</sup> 他方で、最高裁は、客観説を放棄したものではないとの学説も説得的に主張されている。<sup>(50)</sup>

上記両判決は、いずれも金銭が受任者に帰属するとしており、「出捐者」自体を預入行為者としている判例と解す

することも可能である。そのように解すると、利益を保護されるべき「出捐者」は、預入行為者と一致し、実質的には、出捐者を預金者であると判断したとも評価でき、出捐者と預入行為者が一致していた事例であるといえる。

また、客観説B及び判例は、金融機関が預入行為者を特定できないことを前提とせずに、金融機関には預金契約締結段階において誰が預金者であるかについて利害関係がないことを根拠としており、本人確認の厳格化によっては、直ちに客観説ないし判例の立場が揺らぐことになるとは考え難い。学説の中にも、マネーロンダリング防止を目的とした本人確認では、必ずしも客観説の根拠が揺らぐものではないのではいかと疑問を呈するものもある<sup>(51)</sup>。

### (3) 小括

無記名定期預金は、昭和六三年に廃止され、記名定期預金の架空名義も本人確認が厳格化したことよって否定され、判例においても客観説に言及しないものが現れたため、学説上では、客観説はもはや通用しないとする評価が強くなされている。しかし、他方で、判例が客観説を放棄したものではないことや無記名定期預金の廃止及び本人確認の厳格化によつては、客観説が否定されるものではないとする学説も唱えられており、客観説に対する評価は預金制度の変化以降不安定であるといえる。

## Ⅲ 預金制度の変化に伴う利害関係の変容と預金者の確定

### 1 無記名定期預金の廃止と本人確認の厳格化による客観説への影響

従来の議論において、客観説には根拠を異にする二つの学説が存在していたといえるが、無記名定期預金の廃止と

本人確認の厳格化によって、二つの客観説はその根拠を維持できるといえるだろうか。

客観説Aは、無記名定期預金や架空名義が存在する記名預金においては、金融機関が預入行為者を特定できないこと<sup>52</sup>を前提とし、預金制度の特性を根拠に出捐者を預金者としており、無記名定期預金の廃止と本人確認の厳格化による架空名義の否定によって、名義から預入行為者が特定可能であり、その根拠としていた金融機関が預入行為者を特定できないこと<sup>52</sup>が否定されるものと考えられる。

他方、客観説Bは、金融機関が預入行為者を特定できないこと<sup>53</sup>を前提としておらず、預入行為者名義の記名定期預金においても出捐者を預金者とするように、預入行為者の特定可能性は問題としていない。また、客観説Bは、出捐者を預金者としたうえで、払戻しの段階において民法四七八条の適用を肯定し、金融機関に善意無過失を要求することを通じて、金融機関の利害関係を考慮しており、無記名定期預金の廃止と本人確認の厳格化によっては、この比較衡量による判断枠組み全体を否定することにはならないと考えられる。

したがって、無記名定期預金の廃止と本人確認の厳格化によって、金融機関が預入行為者を特定できないこと<sup>54</sup>が否定されることにより、客観説Aの根拠は失われるものの、金融機関が預入行為者を特定できないこと<sup>54</sup>を根拠としない客観説Bの根拠が直ちに失われたとはいえない。

## 2 客観説を前提とした民法四七八条適用構成における利害関係の変容

### (1) 再検討の必要性

確かに、無記名定期預金の廃止と本人確認の厳格化によって、客観説Bの根拠が直ちに否定されるわけではない。しかし、客観説Bは、預金契約締結段階における金融機関の利害関係を否定しているが、無記名定期預金の廃止と本



人確認の厳格化を通じて、金融機関が名義から預入行為者を特定することが可能となり、金融機関や預入行為者なし預金名義人の利害関係に変容があったことを考慮する必要性が生じるのではなからうか。

## (2) 預金名義に基づいた預入行為者の特定

従来は、無記名定期預金はもとより、記名定期預金においても架空名義の可能性があることから、金融機関には、必ずしも当初から預金者が明らかであったといえるわけではない。しかし、預金制度の変化によつて預金名義人と預入行為者の同一性及び実在性が担保されたことになり、記名定期預金及び普通預金の双方において、預金名義人の払戻し請求は預け入れを行った実在する預入行為者の払戻し請求となる。金融機関が、名義から預入行為者を特定できるようになったことは、次のように、預金契約が他の大量取引に比べて、名義から債権者を特定する必要性が高いことに鑑みれば、名義人を預金者とすることは、金融機関に迅速な払い戻し業務を可能とする。

出捐者を預金者とする見解は、その根拠の一つとして預金契約の大量取引性を上げている。<sup>55</sup> すなわち、日常的に大量取引の行われる銀行取引では、いちいち預金者が誰であることを確認しておらず、預金契約の名義を過度に重要視するべきではないとする。<sup>56</sup>

しかし、銀行取引は他の大量取引と異なり、金融機関が債務の履行をする上で、名義の重要性が確認されるべきであるといえる。例えば、小売店における少額の売買契約（日用品の売買等）では、そもそも買主は自己の名義を売主に開示することをしないが、これは売買契約に基づく売主の債務の履行がその場限りで終了し、基本的に売主が事後的に買主を追跡する必要がないからである。また、宿泊契約においても、宿泊客がたとえ偽名を用いて宿泊したとしても、契約自体は有効にその宿泊客と宿泊先において成立し、名義が重要視されていないといえるが、<sup>57</sup> 宿泊契約の場合

にはチェックインからチェックアウトまで基本的に宿泊先において宿泊客を特定できているのが通常であり(例えば部屋番号)、名義による特定以外にも宿泊客を特定して債務としてのサービスを提供する方法が存在し、名義のみによつて特定を行っているものではない。このように考えると、他の大量取引として挙げられているのは、債務の履行に際して、名義によつて契約の相手方を特定する必要性が比較的小さい類型であるといえる。

他方、預金契約は、特に定期預金において顕著であるが、預金者との間で預金契約が成立した後、一定期間後に払戻し請求を行った者が、契約を締結した相手方であるか判断するには、基本的には名義に基づく必要がある<sup>58</sup>。銀行取引の場合には、名義による特定が重要となる点において、他の大量取引との性質上の違いが表れる。

このような預金契約の性質を踏まえると、金融機関が払戻し業務を迅速に行うには、預金契約締結段階において金融機関に提示された名義に対する信頼をより尊重し、弁済の安全性を確保する必要がある。

### (3) 金融機関における出捐者認定の負担に伴う払戻し遅滞

#### ア 出捐者認定の困難性

客観説Bによつて出捐者を預金者とする構成の場合、最も問題が生じるのは、預入行為者が払戻し請求をするまでに出捐者と名乗る者が現れ、自己への払戻しを請求した場合の判断であろう。このような場合、金融機関は出捐者が誰であるか認定したうえで払い戻しを行う必要が生じる。

客観説Bでは、出捐者を預金者とするものであるが、元の金銭の支配者から預入行為者へ金銭の授受があつたのみでは、元の金銭の支配者が出捐者として直ちに認定されるのではなく、いかなる根拠ないし契約に基づいて金銭の授受が行われたかが明らかになるまでは、金融機関にとつて出捐者は明らかではない。前掲最判平成一五年六月一二

日のように、委任の前払費用として交付された場合や消費貸借契約に基づいて金銭が交付された場合には、出捐者は預金名義人兼預入行為者として認定されるであろうが、出捐者が預入行為者に預金を委託して金銭を交付した場合には、元の金銭の支配者が出捐者として認定されることになる。

従来、無記名定期預金や架空名義あるいは他人名義の記名定期預金が氾濫していたときは、金融機関が認識している名義人が預金者であるか、あるいは、そもそも実在するのかについて確証がなく、金融機関にとって預金者が明らかではなかったといえ、金融機関は払戻しの段階でいずれにしても預金者が誰であるか一定程度確認する必要があった。

しかし、先述のように無記名定期預金が廃止され、本人確認が厳格化を通じて預金名義人と預入行為者の同一性及び実在性が担保されたことにより、このように金融機関に一定の事実認定を負担させることが許容される余地が減少したといえるのではなからうか。金融機関がいかに金融取引の専門であるといっても自己が直接関与したわけではない元金銭の支配者と預入行為者間の契約内容の認定を強いることは容易に認め難い。仮に、元の金銭の支配者と預入行為者間の契約書等が提示され、出捐者であることの立証が行われても、それが真正の契約書であるかといった判断を金融機関が行わなければならない。

また、出捐者を預金契約の当事者とする客観説が、複数の出捐者による入金が起こりうる普通預金口座の場合にも適用されるかについて、特に議論が存在するが、<sup>59</sup>定期預金においても全く無関係であるとはいえない。

すなわち、例えば、複数の出捐者から金銭を委託された預金名義人が、それらの金銭を別の口座として預け入れず、自己名義の単一の定期預金口座として預け入れた場合や出捐者から金銭を預かった預金名義人が自己の金銭を加えて

単一の定期預金口座として預け入れた場合には、必ずしも出捐者として扱われる者が単独であるとは限らず、預金者としての要件を満たすものが複数存在することになる。これは、出捐者を預金者とする場合に、法律関係の混乱が生じるのみならず、金融機関にかなり微妙な判断を強いることになるのではなからうか。

#### イ 払戻した金銭の回収リスク

金融機関が出捐者認定を誤った場合、預金名義人に対して払戻した金銭は、民法四七八条が適用されない限り、金融機関が回収のリスクを負う。民法四七八条の適用において着目すべきは、弁済者に善意のみならず無過失まで要求していることである。もともと民法四七八条は、フランス法から導入されたものであり、当初は民法四七八条の適用範囲がかなり厳格になされていたこともあって、「善意」のみで足りるとされていた。しかし、その後、判例が同条の適用範囲を拡張するに伴い、「無過失」の要件が必要とされる運用がなされ、最終的には立法によって明確に善意無過失が要求されることとなった。<sup>63</sup>

しかし、民法四七八条は、条文上債権者の事情は考慮しておらず、たとえ出捐者（債権者）に帰責性が存在する場合であっても、債務者には善意無過失が要求される。学説には、出捐者に帰責性がある場合には弁済者の無過失を緩やかに判断するものも存在するが、客観説を採用する下級審では、出捐者に帰責性があるにもかかわらず金融機関の無過失が否定されている事案も複数存在し、出捐者の帰責性は必ずしも重視されていないように思われる。<sup>64</sup>

金融機関は、先述のように、出捐者の認定が困難であるにもかかわらず、免責の要件として無過失が要求されており、金融機関は、出捐者であることについて疑いがある場合には払戻しを拒否する対応がなされるだろう。<sup>66</sup> 出捐者を預金者とした場合、名義人本人であることの確認はできたものの、届出印や通帳の提示がなかった場合等（実質的に



は、届出印あるいは通帳の紛失を理由とした再登録ないし再発行の手続を経たうえで払戻しを請求することになる。法四七八条の「無過失」が否定されるおそれがあり、民法四七八条による免責が予定されていることによっては必ずしも金融機関の払戻しを促すことはできず、迅速な払戻しは阻害されることとなる。

#### (4) 迅速な払戻しを受ける債権者の利益

払戻しが無効な弁済とされるおそれがある以上、金融機関は、たとえ名義人本人による払戻し請求であっても、払戻しを控えることが想定される。他に出捐者を名乗る者がいた場合も同様の払戻し拒否の危険が存在する。

しかし、払戻しが拒否された場合、債権者の迅速な払戻しを受ける利益が害されることになり、特に普通預金における給与口座等の場合にはより重大な影響が生じる。出捐者が自己名義で預け入れている場合には（通常の預金は出捐者の自己名義が多いのではない）、名義人を預金者とすることは、自己名義で預け入れを行っている出捐者の保護にもつながる。大量取引であり、迅速な払戻しが求められる金融取引の場合には、迅速な払戻しの利益は尊重されるべきではなからうか。このような要請は、普通預金において特に強い。

このように、無記名定期預金が廃止され本人確認の厳格化という預金制度の変化によって、預金名義人からの払戻しは、預入行為者からの払戻しであることが明らかであるにもかかわらず、かえって預金名義人とは異なる出捐者を認定しなければならぬ場面が存在し、払戻しが拒否される可能性があるといえる。

### 3 預金契約の変化に伴って変容した利益の法的保護

#### (1) 迅速な払戻しを受ける利益の保護

出捐者を預金者とする構成は、金融機関の払戻し拒否を誘発し、預金名義人の払戻し請求に対する迅速な払戻しを



一部犠牲にする可能性が存在することになるが、この預金名義人が金融機関から迅速な払戻しを受ける利益は法律上保護されるといえるであろうか。

この点に関し、一般的に預金債権には債権譲渡制限特約（民法四六六条二項）が付与されていることに着目したい。預金債権の場合には、預金債権には譲渡制限特約が付与されていることが周知のものであるとする判例法理が存在し（最判昭四八・七・一九民集二七卷七号八二三頁）、譲受人の重過失認定が比較的容易になされることによつて、預金債権の債権譲渡はかなり制限されている。これによつて、金融機関は債権の帰属を固定することができ、債権が誰に帰属しているのか認識することが保障されている。そして、改正法案四六六条の五第一項において、預金債権については、従来の民法四六六条二項と同様の規定となつており、従来通りの運用が予定されている。<sup>68</sup>

金融機関が預金債権の譲渡を制限する目的は、債権を元の債権者である「譲渡人」に固定することであり、改正法案においても規定が維持されることについて、法制審議会では、「預貯金債権は迅速な払戻しが必要とされる上に、債務者が大量の債務を管理しなければならないという特殊性」が指摘され、払戻業務遅延による債権者への不利益をも指摘されている。<sup>69</sup> そのため、預金債権は迅速な払戻しを行うことが求められており、債権者である預金者の立場からすれば、預金の迅速な払戻しを受けることが譲渡制限特約を通じて利益として認められている。<sup>70</sup>

このように、金融機関が預金債権に譲渡制限特約を付与することは、名義人が迅速な払戻しを受ける利益を保護することも目的とされており、預金債権においては迅速な払戻しを受ける利益は、法律上一定の保護に値するものである。そして、債権を「譲渡人」に固定し、迅速な払戻しがなされるためには、前提として、誰が契約締結時の債権者であるか特定する必要があるといえ、<sup>71</sup> いわば、金融機関が預金名義から債権者たる預金者を特定することを通じて、

預金名義人の払戻し請求に対して迅速な払戻しがなされる利益が保護されるべきである。

## (2) 債務者が債権者を特定する利益の保護

既に述べている通り、金融機関は、預金制度の変化に伴い、名義人を特定することが事実上可能となっている。金融機関は、消費寄託契約に基づいた払戻債務を負っており、義務を履行する上で債権者を特定する利益が存在するといえるが、そのような債務者の利益を法律上も保護し、迅速な払戻しを促すことによつて、いわば裏から預金名義人が迅速な払戻しを受ける利益を保護することができるといえるだろうか。

債務者としての利害関係は、債務者は債権者が誰であつても債務を履行しなければならず、債務者にとつて誰が債権者であるかの利害関係は重視すべきではないとされる<sup>(72)</sup>。このように、債務者は、誰が債権者であつても債務を履行しなければならぬことは、前述したところであるが、債権譲渡には債務者の同意が不要であり、債務引受けの場合には債権者の同意が必要であることに現れているとされる<sup>(73)</sup>。

しかし、債務者は、真の債権者に弁済をしない限り、通常は負担している債務を免れず、債務不履行の責任を負うことになる。債務者には、債権者が誰であつても債務を履行しなければならず、債権者を選択する自由はなくとも、誰が債権者であり、誰に弁済をすれば債務を免れるかといった債権者を特定する利益は保護されるべきである<sup>(74)</sup>。このような利益が保護されてこそ、金融機関に迅速な払戻しを促すことが可能であり、正当化される。以下の規定から債権者を特定する利益の保護を導きたい。

まず、預金債権も指名債権である以上、債権譲渡においては、債権の譲受人は、債権の譲渡人が債務者に通知するか、債務者の承諾がなければ、債務者に債権者の地位を対抗できない（民法四六七条一項）。このように、民法は、少

なくとも債務者に、債権の帰属変更を認識する機会を与え、債務者に対して、正当な債権者が誰であり、誰に弁済すれば債務を免れるかを認識する利益を保護しているといえる。そして、債権譲渡の通知が「譲渡人」、すなわち、もとの債権の帰属者から行われることが求められていることからすれば、債権が誰に移転したかのみならず、当初債権が誰に帰属していたかまで債務者が認識する必要がある、法は債権の帰属先を認識する機会を保護しているといえる。もし、債務者の関与しないところで契約当事者が定まってしまう場合、債権譲渡がなされた場合の通知が「譲渡人」からなされたものであるか、債務者は判断できず、債務者の認識を対抗要件とした民法四六七条一項ないし二項が機能しなくなるおそれがあるうえ、債務者が債権者を特定する負担を負うことになる。預金制度が変化する前は、金融機関が民法四六七条一項の利益を放棄していたことになろう。<sup>(76)</sup>

また、債権の帰属が変動する場面として、賃貸不動産の譲渡の場面が考えられる。賃貸不動産譲渡後の新賃貸人の地位を賃借人に対抗するためには、新賃貸人が賃貸不動産の登記を具備すべきであるとする最判昭和四九年三月一日(民集二八卷二号三二五頁)に基づけば、賃借人である債務者は、債権者である賃貸人が債権者であることについて、登記を通じて認識するまでは賃料を新賃貸人に支払うことを拒否することができ、預金契約の場合に限らず法は、債務者に債権者が誰であるか特定する利益を保護しているといえるのではなからうか。

これらの民法の規定からすれば、法は債務者において誰が債権者であるかを選択する自由は認めていないが、誰が債権者であり、どのように債権が移転しているかを認識する利益は保障しているといえ、預金制度の変化によって金融機関が預入行為者を特定できる以上、金融機関が債権者を特定する利益を保護するべきである。そして、金融機関の利益保護を通じて、預金名義人が迅速な払戻しを受ける利益も保護されると考える。

#### 4 出捐者への影響と預金者の確定

##### (1) 出捐者と名義人が一致しない場合の類型化

無記名定期預金の廃止と本人確認の厳格化によって、一般的には出捐者と名義人とが一致するはずであり、架空名義の預金口座が存在しなくなった以上、出捐者と名義人とが一致しない預金契約は本稿の冒頭に挙げた他人名義の場合が想定される。預金名義人を預金者とすることは、出捐者に払戻された金銭の回収リスクを負担させるなど、出捐者の利益を犠牲にしており、預金名義人を預金者とする構成が許容されるか検討する必要がある。

出捐者があえて他人名義の預金口座とする場面はある程度限られており、冒頭の①から③の類型が考えられる。以下では、各類型において、出捐者の利害関係をどのように考慮すべきであるか検討する。

##### (2) ①特利や税金対策を目的としており、B名義であることが必須である場合

①の類型において、出捐者が預金名義人に金銭の預け入れを委託した場合、出捐者が契約の表に出ていくわけにはいかないため、当初から預金名義人が払戻しを受けることが想定されており、預金名義人に対して受領権限をも与えていることが考えられる。このような場合に、預金名義人を預金者としても出捐者の利益を害することにはならない。出捐者の利益が害されるおそれが生じるのは、預金名義人との関係が崩壊し、自ら払戻しを請求する必要がある場合であるが、出捐者が第三者名義とした動機は明らかに不当であって、債権者特定の利益や迅速な払戻しを受ける利益を犠牲にしてまで、出捐者の利益を保護する必要性はないであろう。

##### (3) ②Bを代理人ないし使者として預金を委託したが、Bが自己名義で預金してしまった場合

出捐者が名義人を代理人として金銭の預入を委託したものの、代理人が翻意して、自己名義にて預入を行った場合



である。

この場合には、①の類型と異なり、出捐者の利益を保護する必要性が一定程度存在する。しかし、名義人が金融機関に預入を行わなかった場合には、出捐者は名義人から金銭を回収する必要があるにもかかわらず、名義人がたまたま金融機関へ預入を行った場合には、出捐者に金融機関への払戻しを請求する権利を認めることは、出捐者の保護が過度であるといえる。出捐者が不誠実な代理人を選任したにもかかわらず、金融機関に無効な弁済のリスクを負わせてまで保護する必要はないといえるのではないか。出捐者は、名義人が有する金融機関への預金債権を差押える方法等によることになる。

また、口座を新たに開設する際には本人確認手続きを経る以上、出捐者があえて他人を代理人ないし使用者として預金口座を開設する必要性は①の類型に比べて大きくなく、特に②の類型を保護する事実上の必要性は高くないといえる。

(4) ③親が自己の金銭を元に、子供名義の口座を開設する場合のようにB名義の口座開設をAが許容している場合③の類型について、より具体的には親が自己の金銭を元に、子供名義の口座を開設する場合や複数人の原資(積立金等)を代表者の口座で管理する場合、夫婦の一方の特有財産を他方の口座に預け入れる場合が考えられる。

基本的には①の類型と同様、名義人に受領権限が存在しており、名義人を預金者とすることによって出捐者の利害が害されることにはならないと思われる。出捐者の利益が害されるのは、事後的に出捐者と名義人との関係が崩れた場合であるが、預金契約成立後に、出捐者と名義人間の内部関係が悪化したことを根拠に金融機関に対する請求を認めることは、金融機関に酷であるだけでなく、法的安定性にも問題が生じる。



## (5) 預金者の確定

以上に検討したように、預金制度の変化によって、金融機関及び出捐者と預金名義人が一致する場合の預金名義人の利害関係が変容したといえよう。そして、金融機関及び名義人の各利益は法的な保護に値するといえるのではなからうか。従来は、民法四七八条の適用が適切になされていけば、金融機関が預金者を特定する利益を重視する必要性は低かったといえるが、無記名定期預金の廃止と本人確認の厳格化によって、名義人以外の人間が払戻しを請求した場合等、金融機関に預金者が明らかではないときには金融機関が払戻しを控える可能性が高くなり、債権者の迅速な払戻しを受ける利益が無視できないものとなった。近年は給料を口座振り込みに行っている企業も多く、迅速な払戻しを受ける利益を保護する必要性は高く、改正法案の民法四六八条の五第一項においても、特に規定を設けて保護を図っている。民法四七八条の適用によっては迅速な払戻しを受ける利益まで保護することは困難であり、名義人を預金者と確定するのが妥当である。特に、迅速な払戻しを確保するためには、出捐の概念とは切り離された預金名義人を預金者とするべきであり、たとえ金融機関が預入行為者以外に出捐者の存在を認識しえたとしても、預入行為者が代理人として預入れを行う場合でない限り預金名義人を預金者とするべきであろう。

他方、従来、預金契約締結段階において金融機関に利害関係がないことを根拠として、出捐者を預金者とする客観説が有力であったが、預金制度の変化後においては、出捐者の利害関係も変容しており、名義人と出捐者が一致しない場合において出捐者の利益を特に保護する必要性は低いといえる。特に、①③の類型においては、出捐者が名義人に受領権限をも託しているといえ、名義人が預金者として扱われた方が出捐者の利益ともなる。預金契約締結段階後に出捐者と名義人との関係が崩壊したことは金融機関には一切不明であり、金融機関が注意すれば判明するとも考え

にくく、そのような例外的な場合に限って出捐者を保護することはやはり首肯し難い。

結局は、本人確認が厳格に行われ、預金名義人と預入行為者との同一性が担保されており、金融機関が名義から預入行為者を特定できる限りにおいて、定期預金、普通預金を問わず、預金名義人を預金者として取り扱うのが妥当である。<sup>(77)</sup> 預金者の確定にあたっては、たとえ金融機関が他に出捐者が存在することを認識しえたとしても (③の類型など)、出捐の概念と預金者の確定とは切り離して預金名義人を預金者とするべきである。<sup>(78)</sup>

#### IV 結語

##### 1 まとめ

本稿では、従来、判例・通説とされてきた客観説にも、金融機関が預入行為者を特定できないこと<sup>79</sup>を前提に出捐者を預金者とする客観説と前提とせずに出捐者を預金者とする客観説に分類できることを示し、預金制度の変化による影響を検討した。預金制度の変化によって、金融機関に預入行為者の特定可能性が確保されることにより、金融機関が預入行為者を特定できないこと<sup>80</sup>を前提として客観説を維持することは困難になったと考えられるものの、判例は、金融機関が預入行為者を特定できないこと<sup>81</sup>を前提とせず、直ちに否定されるものではないといえる。特に、判例は、出捐者を預金者としたうえで、民法四七八条の適用を肯定することにより、払戻しの段階を含めた利害調整を行っており、預金契約締結段階の本人確認によつては、利害調整の構造自体を否定することにはならないといえる。このような判例の理論構成は、民法四七八条の適用を通じて柔軟に結論を導くことができ (もちろん、恣意的な判断

を招く危険も存在する)、裁判上において出捐者と金融機関の利害関係を適切に調整することができる側面も否定できない。しかし、金融機関が認識している名義人が預金者であるか、あるいは、そもそも実在するののかについて確証がなく、金融機関は払戻しの段階でいずれにしても預金者が誰であるか一定程度確認する必要があるという前提は、預金制度の変化によって否定されている。預金制度の変化後も判例の理論構成を採用することは、金融機関に過度の負担を強いるのみならず、大多数の自ら出捐している名義人本人の払戻し請求に対する払戻しが滞るおそれが生じ、出捐者が受領権限を預入行為者に与えている場合には、必ずしも出捐者の意思にも合致しないこと等の不都合が生じる。預金制度の変化によって、名義の信用性が確保されている以上、金融機関には、預金者が誰であり、誰に弁済を行えば免責されるのかを認識する機会が保障されるに至り、このような金融機関の利益を保護することを通じて迅速な払戻しの利益をも保護するべきである。もはや預金契約締結段階において、金融機関が預入行為者を特定できないこと<sup>2</sup>を前提とせずに金融機関に誰が預金者であるかについて、利害関係がないことを根拠とすることも困難であるといえるのではなからうか。

このように預金制度の変化によって変容した利害関係及びその法律上の保護を踏まえると、預金契約における当事者の認定については、本人確認が厳格に行われ、預金名義人と預入行為者との同一性が担保されており、金融機関が名義から預入行為者を特定できる限りにおいて、定期預金、普通預金を問わず、預金名義人を預金者として取り扱うべきである。

## 2 残された課題

本稿では、預金契約における当事者の認定について、従来の預金契約の当事者確定論についての議論を追い、預金

制度の変化によってそれが当事者確定論にいかなる影響を与えるかを検討した。これは、預金契約の性質上、債務の履行をするうえで、名義が重要な要素となることや指名債権としての性質を重視した観点から検討を加えたものである。

しかし、預金契約に基づいて開設された口座は、カードによる支払いを即時決済する仕組み（いわゆるデビットカード）の引き落とし先として利用されるなど、一般の指名債権よりもむしろ現金に近い性質も有しており、本稿の検討は、あくまでも特に一般的な指名債権としての性質を重視した観点からの検討に過ぎず、預金債権が現金に近い性質を有しているという角度からの検討は不十分なままである。

また、本稿では、民法四七八条の適用により、金融機関の払戻しの際に「無過失」が必要となり、金融機関の保護に欠けるのと同時に、自己名義で預け入れを行っている出捐者が払い戻しを受けられない可能性の生じることも問題意識としており、今後、例えば、出捐者に帰責性があることを理由に民法四七八条の「無過失」の認定が緩やかにされるようになった場合には、妥当性について改めて検討が必要となろう。

さらに、本稿では、預金名義から預金者の確定を行うべきであるとの結論を導いたが、金融機関が名義人以外に出捐者が存在していることを認識しえるにとどまらず、預入行為者が出捐者の金銭を横領する意思を有していることまで認識可能であった場合にも同様の結論を維持すべきであるかは未検討である。

契約当事者の確定については、判例は、不動産の売買契約においても名義を重視せず、出捐者を買主として判断しているとの評価も存在し、<sup>79)</sup>必ずしも問題は預金契約にとどまらない。本稿で検討したことを足掛かりにこれら残された課題を検討したい。

以上

- (1) 池田真朗「契約当事者論——現代民法における契約当事者像の探求——」別冊NBL五一号（一九九八）一五七頁。
- (2) 鹿野菜穂子「契約当事者の確定（1）——他人名義の不動産売買を中心に——」立命館法学二三八号（一九九四）一二三頁は、不動産売買を対象として契約当事者確定論を論じている。また、山本敬三『民法講義IV—1—契約』（有斐閣、二〇〇五）六八頁。
- (3) 特利とは、最判昭和五〇年一月三〇日金法七四六号（一九七五）二四頁等の事例において、出捐者が預入行為者に預金を依頼した理由であり、組合員のみ利率の良い金利を得られる預金。
- (4) 平出慶道「預金者の認定と預金の払戻し」鈴木祿弥ほか編『金融取引法大系第二卷——預金取引』（有斐閣、一九八二）七九頁。
- (5) 我妻栄『債権各論中卷二（民法講義V3）』（岩波書店、一九六二）七三五頁。
- (6) 大原栄一「判批」ジュリ二六三号（一九六二）一〇七頁。
- (7) 最判昭和三二年二月一九日（民集一一卷一三三二七七八頁）、最判昭和四八年三月二七日（民集二七卷二二三七六頁）等。
- (8) 升田純「預金の帰属をめぐる裁判例の変遷」金法一五五五号（一九九九）二五頁は、客観説は歴史的な役割を終えたと評する。
- (9) 角紀代恵「判批」判タ一一二八号（二〇〇三）八五頁。
- (10) 東京地判平成二七年五月一三日（平成二五年（ワ）三三三三〇号）（判例集未掲載）、東京地判平成二四年一月二九日（平成二三年（ワ）二四三四三三号）（判例集未掲載）等。
- (11) 大判昭和一三年二月一七日（民集一七卷二六五二頁）や大判昭和一六年二月二日（昭和一六年（オ）五〇九号）（判例集未掲載）といった大審院期の判例は、預金名義人と出捐者が異なる場合、銀行が出捐者の存在を認識していたのであれば格別、出捐者を認識していなかった場合には預金名義人が預金契約者になるとの判断を下しており、学説における主観説に親和的であった。このことから、無記名定期預金の導入を契機として判例は客観説を採用したと考えられる。



- (12) 安永正昭「預金者の確定と契約法理」石田喜久夫先生Ⅱ西原道雄先生Ⅱ高木多喜男先生還暦記念『金融法の課題と展望』（日本評論社、一九九〇）一六四頁等。
- (13) 中馬義直「預金者の認定」淡路剛久ほか編『現代契約法大系第五卷——金融取引契約』（有斐閣、一九八四）八六頁。
- (14) 本判決に関する評釈として、北村良一「判解」最判解民事篇昭和三二年度（一九六一）二八三頁、大森忠夫「判批」別冊ジュリハ巻四号六三頁などがある。
- (15) 椿寿夫「判批」民商七一巻一号一五七頁は、同判例の先例的価値を疑問視する。
- (16) 太田知行「記名定期預金における預金者の認定——判例の利益考量への疑問」広中俊雄先生古稀祝賀『民事法秩序の生成と展開』（創文社、一九九六）四二四頁。
- (17) 柚木馨「判批」民商三七巻六号（一九五八）一四二頁、北村・前掲注(14)二八三頁、大原・前掲注(6)一〇六頁、水田耕一「記名式定期預金の預金者の認定——特に架空名義による場合——」金法五三七号（一九六九）一〇頁、鈴木重信「架空名義預金者認定に関する一考察」金法五七七号（一九七〇）四頁、時岡泰「預金の帰属をめぐる問題点」金法四二五号（一九六五）二六頁。
- (18) 上田宏「無記名定期預金の性質」金法六八九号（一九七三）九頁、谷口知平「預金者の認定」金法六八九号（一九七三）五頁、高木多喜男「預金者の認定（上）」金法七四七号（一九七五）四頁、高木多喜男「預金者の認定（下）」金法七四八号（一九七五）四頁、石田喜久夫「判批」判タ三六一号（一九七七）九五頁、渋川満「記名定期預金の預金者」金法八六五号（一九七八）二五頁、西尾信一「預金の担保」別冊NBL二〇号（一九八二）八一頁。
- (19) 無記名定期預金について、長谷部茂吉「判批」金法二六七号（一九六一）一七頁、我妻・前掲注(5)七三五頁、斎藤睦馬「架空名義の預金（1）」手形研究一四一号（一九六九）一六頁、高窪利一「判批」昭和五二年度重判解（一九七八）一一三頁。記名定期預金について、田中誠二『新版銀行取引法 三全訂版』（経済法令研究会、一九八四）九五頁、石田喜久夫「預金者の認定——契約の拘束力の及ぶ範囲——」金商八一六号（一九八九）二頁等。
- (20) 架空名義について、斎藤・前掲注(19)一〇頁。

- (21) 鈴木・前掲注(17)四頁、高木・前掲注(18)「預金者の認定(下)」金法七四八号(一九七五)一一頁、安永・前掲注(12)一八〇頁。
- (22) 吉原省二「預金者の認定と表見預金者と取引した銀行の保護」金法六九〇号(一九七三)二六頁等。
- (23) 吉原・前掲注(22)二六頁はこの立場に立つと考えられる。
- (24) 最判昭和三五年三月八日(裁判集民四〇号一七七頁)、最判昭和四〇年一月二三日(金法四二七号六頁)、最判昭和四〇年二月一日(裁判集民八一号三八一頁)。なお、最判昭和三五年三月八日のみ最判昭和三三年一月一九日を引用している。
- (25) 本判決に関する評釈として、柴田保幸「判解」最判解民事篇昭和四八年度(一九七七)一六九頁、中馬義直「判批」ジュリ五六五号(一九七四)五七頁、石井眞司「判批」金法一五八一号(二〇〇〇)一八四頁、松島由紀子「判批」金法七〇九号(一九七四)四頁、川井健「判批」金商三八九号(一九七三)二頁、椿・前掲注(15)一四八頁、平井宜雄「判批」『民法の判例』ジュリ増刊(第三版、一九七九)一三八頁等がある。
- (26) 太田・前掲注(16)四二四頁は、最高裁は「折衷説に基づき預入行為者を預金者と認定した場合と、客観説に基づき出捐者を預金者と認定した場合とで、銀行および出捐者にどのような利害得失が生じるか、を比較衡量するという手法」に基づいて判断しているとしており、判例を批判する立場からは「裸の比較衡量」として厳しく非難されている。例えば、石田・前掲注(18)九五頁、河合伸一「記名式定期預金の預金者——出捐者説、それでよいのか——」金法一〇四七号(一九八二)九頁等。これに対し、吉原省三「預金者の認定と客観説」金法一二二四号(一九八九)五頁は、最高裁の比較衡量は契約理論を逸脱するものではないとする。
- (27) 太田・前掲注(16)四二四頁。
- (28) 同日に二つの記名定期預金に関する判決が下されており、一方が昭和五四年(オ)八〇三号事件、もう一方が昭和五四年(オ)一一八六号事件。
- (29) 太田・前掲注(16)四二五頁は、「記名定期預金について、判例が客観説を採る根拠は、昭和四八年最高裁判決が無記名定

期預金について客観説を採るべき根拠として述べたところと同じである、と考えてよいであろう」とし、最高裁は無記名定期預金と記名定期預金とを同様に扱っていると評される。

(30) 前田庸「預金者の認定と銀行の免責」鈴木竹雄編『新銀行実務講座第一四巻——銀行取引の法律問題』（有斐閣、一九六七）八二頁。

(31) 来栖三郎『契約法（法律学全集）』（有斐閣、一九七四）六一四頁、宮本健蔵「預金者認定に関する一考察」法政法学九号（一九七八）六五頁。平出・前掲注（4）八六頁において、「金融機関としては誰が預金者であるかについて特に利害関係を有するわけではない」としている。

(32) 川村正幸「記名定期預金の認定と貸付金債権による相殺に対する民法四七八条の類推適用」金商六八六号（一九八四）五一頁。なお、同「預金者の認定と貸付金債権による相殺」喜多了祐先生退官記念『商事法の現代的課題』（中央経済社、一九八五）二二九頁。川村説は、金融機関に抽象的な利害関係を肯定し、主観説が一応妥当であるとす。

(33) 星野英一「いわゆる『預金担保貸付』の法律問題——法律解釈方法論と関連させて」『民法論集第七巻』（有斐閣、一九八九）一八五頁。

(34) 太田知行「契約当事者の決定と名義（1）——判例分析——」法学五三卷六号（一九八九）六七三頁。なお、太田知行「記名定期預金における預金者の認定」加藤一郎先生古稀記念『現代社会と民法学の動向（下）』（有斐閣、一九九二）二七〇頁や太田知行「契約当事者の決定と名義（4）——判例分析——」法学五六卷一号（一九九二）五六頁においても同様の指摘をしている。

(35) 太田・前掲注（16）四三五頁。

(36) 太田・前掲注（16）四四六頁。

(37) 高木・前掲注（18）「預金者の認定（下）」金法七四八号（一九七五）一一頁。

(38) 来栖・前掲注（31）六一四頁、宮本・前掲注（31）六五頁、川村・前掲注（32）五一頁。

(39) 星野・前掲注（33）一八五頁、太田・前掲注（34）六七三頁。

- (40) 吉原・前掲注(22)二六頁等。
- (41) 後藤健二「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の概要」金法一六四七号(二〇〇二)六頁に詳しい。
- (42) 升田・前掲注(8)二五頁。
- (43) 潮見佳男「損害保険代理店の保険料保管口座と預金債権の帰属(上)(下)」金法一六八三号(二〇〇三)三九頁、一六八五号(二〇〇三)四四頁、渡辺隆生「預金の帰属に関する二つの最高裁判決と銀行実務」金法一六八六号(二〇〇三)四四頁、升田純「預金債権の主観説、客観説、折衷説——二つの最高裁判所判例の検討と今後の課題——」金法一六八六号(二〇〇三)三四頁、安永正昭「弁護士個人名義の預り金口座に係る預金債権の帰属」民商一三〇巻四〇五号(二〇〇四)八四〇頁、北居功「債権総論・契約」池田眞朗編『新しい民法——現代語化の経緯と解説——』(有斐閣、二〇〇五)八八頁等。
- (44) 本判決に関する評釈として、尾島明「判解」最判解民事篇平成一五年度(二〇〇六)五三頁、雨宮啓「判批」金商一一六八号(二〇〇三)二頁等。
- (45) 福田博裁判官の反対意見が付されており、反対意見は「Xの代理人として金融機関との間でXのために預金契約を締結するための権限を授与することも含まれていると解するのが相当である。」として、預入行為者が出捐者を代理して本件預金口座を開設したものであるとする。しかし「原審は、預金の原資の出えん者が預金債権の帰属主体になるという理論を前提にXが本件預金の原資の出えん者であるから本件預金債権の帰属主体であるとしている。私はこのような判断過程を正当なものであると考えるものではない」としており、客観説のように出捐者を預金者とする構成とは異なっている。
- (46) 本判決に関する評釈として、大橋寛明「判解」最判解民事篇平成一五年度(二〇〇六)三〇八頁、福井章代「判批」判タ一一一三三号(二〇〇六)二五頁などがある。
- (47) 信託契約の成立を示唆する補足意見がある。
- (48) 遠藤曜子「判批」NBL七八二号(二〇〇四)七二頁、判例は「出捐」という文言を使用しておらず、過去の判例理論のあてはめではないとも評されている。

- (49) 角・前掲注(9)八五頁、内田貴Ⅱ佐藤政達「預金者の認定に関する近時の最高裁判決について(上)(下)」NBL八〇八号(二〇〇五)二〇頁、八〇九号(二〇〇五)一九頁、升田・前掲注(43)三四頁、雨宮・前掲注(44)四頁。
- (50) 片山直也「判批」金法一七一六号(二〇〇四)一三頁。加毛明「判批」法協一二二卷二号一九六九頁は、「学説における支配的な見解とは異なるもの」としながら、「『出捐者』概念の内容として『預入をする側』の内部的法律関係を重視する形で預金者を認定する」とし、「最高裁の立場は一貫している」との評価をしている。
- (51) 天野佳洋「預金者の認定と信託法理(上)」銀法六二二号(二〇〇三)一五頁、岩原紳作Ⅱ森下哲朗「預金の帰属をめぐる諸問題」金法一七四六号(二〇〇五)三一頁、高秀成「預金債権の帰属問題における救済法理としての客観説の一素描」慶應法学第六号(二〇〇六)二六九頁等。
- (52) 本人確認の厳格化によって客観説は既に維持できないとする学説は客観説Aを対象としていると考えられる。
- (53) 太田・前掲注(16)四一七頁、具体的には、「①記名定期預金の債務者たる銀行その他の金融機関(以下では、単に、銀行とする)は、特定の者を特定の預金者と信じて、(イ)その者に対して預金を払戻した場合、および、(ロ)その預金を見合いとしてその者に貸付け、後にその預金債権と貸付金債権とを相殺した場合において、二重払いを強いられることさえなければ、誰が預金者かについて、利害関係を有しない。②自己の預金とする意思で、自ら、もしくは、他人に依頼して、自己の所有する金銭の預金手続きを行った者(出捐者)は、自分が、その預金の預金者となるか否かについて、重大な利害関係を有する。③出捐者を預金者と認定する客観説を採用し、銀行の利益を、民法四七八条の適用、もしくは、類推適用によって保護すれば、もつとも適切に、銀行、出捐者双方のこの要求を充たすことができる」とされる。
- (54) したがって、最高裁が客観説を放棄したとは言い難いように思われる。
- (55) 高木・前掲注(18)「預金者の認定(上)」金法七四七号(一九七五)七頁、渋川・前掲注(18)二五頁、新田敏「預金者の認定に関する一考察——管理費剰余金等の管理会社名義の定期預金を中心にして——」杏林社会科学研究一六卷三号(二〇〇〇)一一二頁等。
- (56) 佐久間毅「民法四七八条による取引保護」論叢一五四卷四〇五〇六号(二〇〇四)三八五頁のように、大量取引性は、弁



済の「安全」確保が重要であるとの見解も存在する。契約時に預金者が誰であるかいちいち確認していないことが出捐者を預金者とする根拠として挙げられる場合、弁済時には大量取引性を理由として金融機関の注意義務を緩和する判断にもつながりうるのではないか。そのように考えると、大量取引性を重視すること自体に疑問が生じる。

(57) 石田喜久夫編『現代民法講義Ⅰ 民法総則』(法律文化社、一九八五)一四九頁〔磯村保執筆〕。

(58) もちろん、通帳と届出印による払戻しの場合には通帳及び印鑑の所持が重要な判断要素となることが考えられるが、払戻し請求者が口座名義と異なる場合には別途調査が必要であつたり、名義が全く重要視されないとは考え難い。

(59) 森田宏樹「振込取引の法的構造——『誤振込』事例の再検討——」中田裕康ほか編『金融取引と民法法理』(有斐閣、二〇〇〇)一三七頁、雨宮啓「判批」銀法五四九号(一九九八)二六頁等。また、前掲最判平成一五年二月二一日と前掲最判平成一五年六月二二日は専用口座であるが、普通預金口座である。

(60) 新関輝夫「フランス民法における債権占有」名法四一卷(一九六七)八四頁に詳しい。

(61) 佐久間・前掲注(56)三七八頁。

(62) 吉田光碩「民法四七八条『債権準占有者への弁済』は、どこまで拡大ないし類推を許すべきか」椿寿夫『現代契約と現代債権の展望②債権総論(2)』一七五頁、池田真朗「民法四七八条の解釈・適用論の過去・現在・未来」『慶應義塾大学法学部法律学科開設百周年記念論文集法律学科篇』(慶應通信、一九九〇)三二五頁に詳しい。

(63) もともと、条文上は無過失が要求されていなかったときにおいても最高裁は無過失を要求していた。最判昭和三七年八月二二日(民集一六卷九号一八〇九頁)。

(64) 奥田昌道『債権総論 増補版』(悠々社、一九九二)五〇四頁等、反対する立場として、千葉恵美子「預金担保貸付と民法四七八条類推適用の限界——表見代理制度と債権の準占有者に対する弁済制度の調和に向けて——」山島正男先生Ⅱ五十嵐清先生Ⅱ藪重夫先生古稀記念論文集『民法学と比較法学の諸相Ⅱ』(信山社、一九九七)二二三頁。

(65) 中舎寛樹「預金者の認定と銀行の免責」名法九七号(一九八三)八一頁に詳しい。必ずしも民法四七八条の適用が争われているわけではないが、出捐者が預金者とされている事例において、比較的多くの場合に金融機関が敗訴している。もっとも、

民法四七八条の適用が認められた事例も一部存在している。

(66) 東京地判平成一七年二月二二日(平成一四(ワ)二〇一六四号)(判例集未登載)等。

(67) 佐久間・前掲注(56)四〇八頁。

(68) 法制審議会民法(債権関係)部会「法制審議会民法(債権関係)部会第九三回会議事録」三六頁〔中原利明発言〕(二〇一四年七月八日)。

(69) 法制審議会民法(債権関係)部会「民法(債権関係)部会資料八一―三」四頁。

(70) 法制審議会民法(債権関係)部会・前掲注(69)四頁では、「払戻業務が遅延することなどによって顧客に生ずる不利益も看過することができないものになると指摘されている」とする。

(71) 改正法案四六六条の五第一項に関する立法過程では、預金者の確定は直接念頭に置かれていないと考えられるが、当初金融機関が名義人を預金者と扱っていたものの、出捐者が預金者とされる場合には、実質的に、債権の譲渡があった場合と同様に、金融機関が大量の債務を管理することに支障が生じ、迅速な払戻しに支障が生じるおそれがある。

(72) 星野・前掲注(33)一五八頁。

(73) 星野・前掲注(33)一五八頁。

(74) 遠藤・前掲注(48)七二頁は、「記名式預金については、銀行は、『誰でもかまわない』かもしれないが、『誰だかわからない』ままでは支障をきたすことは想像に難くない。」とし、同様の問題意識をもっているものと思われる。また、佐久間・前掲注(56)三八五頁。

(75) 高木・前掲注(18)七頁、堀内仁「各種預金の特色と法的性質」堀内仁ほか監「判例先例金融取引法 新訂版」(金融財産事情研究会、一九七九)一一頁によれば、金融機関に誰が預金者であるかわからない建前となっている無記名定期預金でも指名債権とされるのが判例・通説である。ただ、時岡・前掲注(17)二六頁は、無記名定期預金の場合には、その性質上、民法四六七条一項の通知不要の特約をしたものと捉えることが可能であるとする。

(76) 時岡・前掲注(17)二六頁。

(77) 高・前掲注(51)二二三頁、契約当事者と預金債権の帰属を分離し、出捐者を預金債権の帰属者として構成することが指摘されているが、金融機関に預入行為者の特定をさせることを通じて迅速な払戻しを促す構成するでは、契約当事者と預金債権の帰属が分かれる場合にはいずれにしても迅速な払戻しに影響があるものといえ、契約当事者と当初の債権の帰属とは一致させられるべきであると考えられる。

(78) 潮見・前掲注(43)金法一六八五号(二〇〇三)四四頁は、「預金者確定ルールにつき、客観説でもなく、主観説でもなく、さりとて契約の一般理論に委ねるのでもなく、預金契約固有のデフォルト・ルールとして口座名義重視の考え方(名義に注目して預入行為者を預金者とする考え方——口座名義人説——)へ方向転換する」べきとしている。

(79) 鹿野・前掲注(2)一二二三頁、山本・前掲注(2)六八頁。